

## 公益社団法人北海道社会福祉士会役員選出細則

細則第 2 号

2005 年 11 月 5 日制定

2016 年 7 月 23 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この細則は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という。)役員選出規則(規則第 4 号)(以下「規則」という。)に基づく告示様式等について定める。

(選挙管理委員の公募)

第 2 条 規則第 3 条第 1 項の選挙管理委員の公募は、別紙様式第 1 号によって行う。

(選挙管理委員応募申込書)

第 3 条 規則第 3 条第 2 項の選挙管理委員の公募に対する申込みは、別紙様式第 2 号によって行う。

(申込者に対する抽選の結果の通知)

第 4 条 規則第 3 条第 2 項の選挙管理委員の公募申込者に対する抽選結果の通知は、別紙様式第 3 号によって行う。

(選挙管理委員の名簿告示)

第 5 条 規則第 3 条に基づく選挙管理委員の名簿告示は、別紙様式第 4 号によって行う。

(選挙の告示)

第 6 条 規則第 6 条の選挙の告示は、別紙様式第 5 号によって行う。

(理事の立候補届)

第 7 条 規則第 8 条の理事の立候補届は、別紙様式第 6 号のとおりとする。

(理事候補者にかかる推薦書)

第 8 条 規則第 7 条の理事候補者の推薦書は、別紙様式第 7 号のとおりとする。

(理事候補者の告示)

第 9 条 規則第 11 条の理事候補者の告示は、別紙様式第 8 号によって行う。

(理事の投票用紙)

第 10 条 規則第 13 条第 2 項の規定による理事の投票は、別紙様式第 9 号によって行う。

2 規則第 21 条第 1 項第 1 号の規定による理事の信任投票は、別紙様式第 10 号によって行う。

(監事の信任投票)

第 11 条 規則第 21 条第 1 項第 2 号の規定に基づく会員監事の信任投票及び同条同項第 3 号の規定に基づく外部監事の信任投票は、別紙様式第 11 号によって行う。

(改正)

第 12 条 この細則を改正するときは、理事会の決議によらなければならない。

附 則

- 1 この細則は、本会の設立許可のあった日から施行する。
- 2 2008年9月6日改正
- 3 2009年3月7日改正
- 4 2010年1月30日改正
- 5 2012年7月21日改正
- 6 この細則は、2013年7月20日から施行する。なお、改正後の規定は、2013年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、2016年7月23日から施行し、2016年7月1日から適用する。